

二 予防方法としてのコンドームの使用の推奨

(1) 第1段落

改正案	現行
<p>コンドームは、パートナーが性感染症に感染しているかどうか分からない場合においては、有効な性感染症の予防方法の一つである。国及び都道府県等は、<u>性感染症の予防のための積極的なコンドームの使用に係る情報を提供していくことが重要であり、コンドームの製造業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドーム等の正しい使用の方法、使用に関するパートナー間の相互理解の必要性等を、最新の性感染症の予防に関する科学的知見に基づいて、適切に情報提供していくことが重要である。</u></p>	<p>コンドームは、<u>一般的には避妊のためにのみ用いるものと考えられていることが多いが、パートナー（性的接触の相手をいう。以下同じ。）が性感染症に感染しているかどうか分からない場合の性行為においては、双方にとって、極めて有効な、かつ、第一に選択されるべき性感染症の予防方法である。</u>国及び都道府県等は、性感染症に罹患した場合の症状や後遺症、発生動向等の性感染症の危険性についての情報だけではなく、コンドームに係る情報も<u>普及啓発の中軸として提供していくことが重要であり、コンドームの製造業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドームの正しい使用の方法や使用に関するパートナー間の相互理解の必要性等を適切に情報提供していくことが重要である。</u></p>

【改正に関する意見】

- ① 感染症予防指針の方には、コンドームについてかなり詳しく述べてあるんですが、普及のための配付は7割の保健所で実施しているけれど、啓発イベントや学校の性教育で個別の指導でなく大多数に配るといような状況でした。(第1回WG・白井委員)
- ② コンドームを単独で使うのには無理があるということは、私自身は常々考えておりました、先ほどの問題提起になったわけですが、妊娠は男性の体には絶対に起こり得ないことを考えますと、コンドームで避妊も、コンドームで性感染症予防、エイズ予防も両方可能というメッセージを何としても変えたい、覆したいという思いがございます。(第1回WG・北村委員)
- ③ 1987年にWHOと国際家族連盟はピルは捨てないでくれと、コンドームを使えという、いわゆるデュアル・プロテクションでございませう。(第1回WG・北村委員)
- ④ 私としては積極的にコンドームを使ってほしい。しかし併せて是非こういう部会をとおして、避妊・妊娠という問題は極めて深刻な女性のリプロダクティブ・ヘルスに関わる問題ですから、緊急避妊という方法が同時取られるような、そういうような施策を講じるお力添えいただけたらと思っておりました。(第1回WG・北村委員)
- ⑤ 国が承認していないものの項目を、こういうものに入れ込めるのかどうか(第1回WG・北村委員)
- ⑥ 本文でのコンドームに関する評価は適切であり、第一に選択されるべきSTDの予防方法であることに代わりはないので、普及啓発を「中軸」としてよい。(日本性感染症学会)

- ⑦ エイズやSTDの感染者のまん延にかかわらず、わが国におけるコンドームの出荷率は年々漸減している実情からみて、本文記載を簡潔にすべき根拠はない。(日本性感染症学会)

(2) 第2段落

改正案	現行
(削除)	なお、普及啓発は、後天性免疫不全症候群対策との連携が有効であり、両者の重複感染の危険性を指摘すること、両者の専門家による手引書を作成すること等を行うことが重要である。

【改正に関する意見】

- ① 関係機関との連携につきましては、性感染症とエイズの対策との連携というのは、自治体においては感染症予防の対策の中で行われていますので、8～9割連携して行っております。(第1回WG・白井委員)
- ② 両者の専門家による手引書の一例として、当学会が作成した「学会STDガイドライン 2004」がある。また、感染症全体を扱った日本医師会雑誌 132 巻 12 号の「感染症の診断・治療ガイドライン 2004」(以下、「医師会ガイドライン 2004 4」と略す)の中のSTD関連項目も、専門家による手引書である。(日本性感染症学会)

三 検査の推奨と検査機会の提供

(1) 第1段落

改正案	現行
都道府県等は、保健所の検査に係る情報の提供を行い、 <u>性感染症の患者又は無症状病原体保有者が当該検査の趣旨及び内容を十分理解した上で、検査を受診し、必要に応じて医療に結び付けることができる体制を整えることが重要である。</u> 保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染症を基本として、都道府県等の実情に応じて実施するものとする。	都道府県等は、保健所において検査に係る情報の提供を行い、感染の可能性がある者に対して検査の受診を推奨することが重要である。保健所が自ら検査を実施する場合に検査の対象とする性感染症とその検査項目を選定するときは、無症状病原体保有者からの感染の危険性、検査の簡便さ等を考慮し、性器クラミジア感染症、梅毒及び淋菌感染症を中心として、都道府県等の実情に応じて実施するものとする。

【改正に関する意見】

- ① 感染症については、特に梅毒、ウイルス性肝炎、それから性器クラミジアについて、H I Vと同様に血液の抗体検査では梅毒、肝炎が70%、クラミジアが45%という状況で、淋菌のような尿検体の検査の実施は6%でした。(第1回WG・白井委員)
- ② 保健所におけるSTDの検査は必ずしも完全には実施されていないし、曜日や時間帯の制約(9時~5時が主)があり、H I V検査の添え物として扱われる傾向にある。本項で大切なことは、STDの検査機会を増加することにある。(日本性感染症学会)
- ③ 「検査前カウンセリング」については、その必要性について検討を要するとする意見があった。(日本性感染症学会)
- ④ また、保健所におけるSTD検査の多くは、依然として抗体検査である。性器クラミジア感染症及び淋菌感染症については、PCR法など、抗原検査に早期に切りかえるべきである。(日本性感染症学会)

(2) 第2段落

改正案	現行
<p>また、都道府県等は、保健所における<u>性感染症の検査の機会を増加するとともに、住民が当該検査の趣旨及び内容を十分理解した上で受診しやすい体制を整えることが重要である。また、性感染症に対する普及啓発のための各種イベントの活用や、検体の郵送による検査の試行など、個人情報の保護に留意しながら、様々な検査の機会を活用していくことも重要である。</u>なお、検査の結果、<u>受診者の感染が判明した場合は、当該受診者に対し、そのパートナーに対する検査の推奨その他当該性感染症のまん延の防止に必要な事項について十分説明し、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要である。</u></p>	<p>また、都道府県等は、住民に対して保健所における検査の受診を推奨するとともに、受診しやすい体制を整えることが重要である。また、様々な検査の機会の活用を推奨していくことも重要である。なお、検査の結果、受診者のパートナーに感染の可能性がある場合は、パートナーの検査も推奨し、必要な場合には、医療に結び付け、感染拡大の防止を図ることも重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① また、平日昼間ということが多く、これからは夜間、イベント等増えていくとは思いますがけれども、特定日の検査では2割弱というような傾向がありました。(第1回WG・白井委員)
- ② 高校生、大学生ぐらいの方々にアンケートを取っているんですけども、やはり「気軽に受診できる医療機関がない」とか、「検査に行こうと思ってもその場所がない」とか、それから「保健所の検査であっても昼間にやっていたらいけないではないか」とか、医療機関の受診にはどうしても保険証が要りますから、保険証がなければ受診できない。(第1回WG・白井委員)
- ③ スクリーニングを保険証がないような形でも設定するような環境整備をしなければいけないんじゃないかと思っております。(第1回WG・白井委員)

- ④ 性感染症に関わらず、どんな疾患であっても症状がなければ治療に結び付かないわけですし、それを性感染症の特性としてしまうよりも、やはりそういう受診行動は当たり前なのだから、どういうふうに対応していったらいいのかということの個人だけに帰するような対応では限界なのではないかなと思っています。(第1回WG・白井委員)
- ⑤ 無症候の、特に若年者を対象として何らかのスクリーニングの窓口をつくってやる必要があります。しかも十分にプライバシーに配慮して、それを我々はインターネットを使って結果を知らせるようにしています(第1回WG・小野寺委員)
- ⑥ 本文の記述で、特に問題はない。「検査後カウンセリング」については、この文章の「なお書き」の中で言及しているのではないだろうか。もっとも、本文中に「検査後カウンセリング」という言葉は出てこないで、その意味するところを議論して、必要ならば付記を検討してはどうか。(日本性感染症学会)

(3) 第3段落

改正案	現行
(修正なし)	さらに、国及び都道府県等は、性感染症の検査の実施に関して、学会等が作成した検査の手引き等を普及していくこととする。

【改正に関する意見】

- ① 検査方法は日進月歩であるので、場合によっては、行政機関が普及していくことがあっても一向に差し支えないと考える。また、感染研のマニュアルは、検査実施担当者へのガイドラインとして作成されているので、ここでいうものと目的が異なっているのではないだろうか。なお、前述した「学会 STD ガイドライン 2004」及び「医師会ガイドライン 2004」の中には、検査方法の記述がある。(日本性感染症学会)

四 対象者の実情に応じた対策

(1) 第1段落

改正案	現行
(修正なし)	予防対策を講ずるに当たっては、年齢や性別等の対象者の実情に応じて追加的な配慮を行っていくことが重要である。

【改正に関する意見】

- ① 発生動向調査の強化につきまして、指針では「地域の情報を把握して」ということで、その中の対象集団も、いろいろ年齢分布であるとか、性行動の特徴的な個別施策層の分析もすべきだということも書かれてはいるんですが、実際にその調査が全くできておりませんし、それは調査ができないというか、方法も難しいと思います。(第1回WG・白井委員)
- ② 本文の記述で、特に問題はない。(日本性感染症学会)

(2) 第2段落

改正案	現行
<p>例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、対象者の発育や発達の段階に応じて、同年代の者等の適切な人材の協力を得、又は分かりやすい図表等を用いる等の創意工夫の上で伝達するとともに、インターネット等の媒体を適切に利用することにより、効果的な情報提供を行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校等における性感染症の予防のための教育においては、児童生徒等の性別構成等の実態、地域における保護者の理解や保健所の取組状況等に応じた普及啓発が重要である。このため、教育関係機関等と連携することを通じて、学校等における教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。</p>	<p>例えば、若年層に対しては、性感染症から自分の身体を守るための情報について、対象者の発育や発達の段階に応じて、同年代の者等の適切な人材の協力を得、又は分かりやすい図表等を用いる等の創意工夫の上で伝達するとともに、インターネット等の媒体を適切に利用することにより、効果的な情報提供を行い、広く理解を得ることが重要である。その際、学校等における教育においては、児童生徒等の性別構成等の実態、地域における保護者の理解や保健所の取組状況等に応じた普及啓発が重要である。このため、教育関係機関等と連携することを通じて、学校等における教育と連動した普及啓発を行うことが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① 本文の記述で、特に問題はない。(日本性感染症学会)

(3) 第3段落

改正案	現行
<p>(修正なし)</p>	<p>また、女性は、感染しても無症状の場合が多い一方で、感染すると慢性的な骨盤内感染症の原因となりやすく、次世代への影響があること等の特性があるため、女性に対する普及啓発は、対象者の意向を踏まえるとともに、対象者の実情や年齢に応じた特別な配慮のほか、性感染症を女性の性と生殖に関する健康問題の一つとしてとらえるような配慮を加えることが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① 本文の記述で、特に問題はない。旧性病時代、STDは一般に男性に多いとされてきたが、疾病構造の変化によって、性器クラミジア感染症を筆頭に、女性の患者数が増えている疾病もある。その点に着目した表現であって、特に問題はないと思うが、必要とならば、男性向けに付加すればよい。(日本性感染症学会)

- ② また、「次世代への影響があること」の表現も、あまり具体化していない表現が望まれているのであって、むやみに脅かすような表現は避けた方がよい。総じて、現行のままでよい。(日本性感染症学会)

五 相談指導の充実

改正案	現行
<p>都道府県等は、保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊娠等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情に応じた対策の観点からも有効である。<u>そのため、都道府県等においては、性感染症に係る検査前及び検査後において、当該性感染症に関する率直な意見交換及び情報収集を円滑に推進するとともに、まん延の防止を的確に実施するため、相談及び指導に携わる人材の養成及び確保に努めるものとする。</u>また、これらに当たっては、<u>医療機関並びに教育機関との連携及びエイズ対策との連携を図ることが重要である。</u></p>	<p>保健医療に関する既存の相談の機会を活用するとともに、希望者に対する検査時の相談指導、妊娠等に対する保健医療相談や指導等を行うことが、対象者の実情に応じた対策の観点からも有効である。また、これらに当たっては、後天性免疫不全症候群対策との連携を図ることが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① 保健所の検査等々でもそうだと思いますが、検査前の相談とか、そういうときに性的なことがどれくらいフランクに予防も含めて話せるかということが重要だと思うんです。そういう意味では、書式もさることながら、検査・相談・報告に携わる人のトレーニング、性的なコミュニケーションをする場合のトレーニングというののがかなり必要ではないかと考えております。(第1回WG・池上委員)
- ② 本文には主語がないので、冒頭に「都道府県は、」を挿入する。後半で、「これらに当たっては」の次に、「地域医療機関及び地域教育機関との連携」を追加する。(日本性感染症学会)
- ③ なお、「相談指導」か「カウンセリング」か、であるが、医師又は看護師が行う場合には、「相談指導」がよいので、本文のままでよい。(日本性感染症学会)

第三 医療の提供
一 基本的考え方

改正案	現行
(修正なし)	性感染症は、疾患や病態に応じて適切に処方された治療薬を投与する等の医療が必要な疾患である。医療の提供に当たっては、診断や治療の指針、分かりやすい説明資料等の活用に加えて、個人情報保護、患者等のパートナーへの医療等の包括的な配慮が必要である。

【改正に関する意見】

- ① 前半は、確かに性感染症に限らず、どの疾患にも当てはまる表現もあるが、だからといって、削除せねばならないわけでもなく、現状のままでよい。また、薬剤耐性菌の未然防止については、前段にある「適切に処方された治療薬」という言葉に包摂されているので、本文のままでよい。(日本性感染症学会)

二 医療関係者への情報の提供の強化

改正案	現行
(修正なし)	国及び都道府県等は、医師会等の関係団体との連携を図りながら、診断や治療に関する最新の方法に関する情報を迅速に普及させるよう努めることが重要である。

【改正に関する意見】

- ① 診断や治療に関する最新の方法に関する情報の提供は医師会等の関係団体の役割が大きいことは確かであろうが、感染症においては、国や自治体の役割を放棄してよいということにはならない。加えて、STD予防に関して活動している民間団体は、数えるほどしかない。(日本性感染症学会)

三 学会等の関係団体との連携

改正案	現行
(修正なし)	学会等の関係団体は、最新の医学的な知見等を盛り込んだ診断や治療の指針、包括的な治療等にとって有効で分かりやすい資料等を作成し、普及させることが重要であり、国及び都道府県等は、その普及を支援していくことが重要である。

【改正に関する意見】

- ① 本学会としては、STD予防指針の方針に沿って、同指針がだされて以後今日まで5年間にわたって、以下のように「学会ガイドライン」作成して、自主的に配布してきた。(日本性感染症学会)
- ・ 「性感染症/HIV感染のわが国における流行の現状とその治療方針」(2000年12月刊)
 - ・ 「性感染症サーベイランス&ガイドライン 2002年度版」(2002年12月刊)
 - ・ 「性感染症 診断・治療 ガイドライン2004」(2004年6月刊)

第四 研究開発の推進

一 基本的考え方

改正案	現行
(修正なし)	性感染症の拡大を抑制するとともに、より良質かつ適切な医療を提供するためには、性感染症に関する研究開発の推進が必要である。具体的には、病態の解明に基づく検査や治療に関する研究、発生動向に関する疫学研究、行動様式に関する社会面と医学面における研究等を総合的に推進することが重要である。

【改正に関する意見】

- ① 前段については、本文のままでよい。後段については、リスクを正しく伝えることは重要だといえるが、その後、医学研究に係る厚労省のいくつかの指針もでており、研究に従事するに当たっては、これらの指針に従うこととなるので、本文のままでよい。(日本性感染症学会)

二 検査や治療等に関する研究開発の推進

改正案	現行
性感染症の検査や治療において期待される研究としては、 <u>迅速かつ的確に検査結果が判明する検査等</u> 、検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便な治療方法の開発、 <u>新たな治療薬及び耐性菌を出現させないような治療薬</u> やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、ワクチン開発の研究、予防方法の新たな可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。	性感染症の検査や治療において期待される研究としては、検査機会の拡大のための実用的な検査薬や検査方法の開発、効果的で簡便な治療方法の開発、耐性菌を出現させないような治療薬やその投与方法に関する研究等が考えられる。また、ワクチン開発の研究、予防方法の新たな可能性を視野に入れた研究開発等を推進することも重要である。

【改正に関する意見】

- ① 迅速検査になって疑陽性となって要確認のときには、なかなか正確な情報提供やフォローが難しいようで、混乱してNGOに来られる方が増えています。陽性の場合医療機関にもなかなかつながりにくいようで、届出はどうなっているのか不明なこともあります。やはり検査と同時により正確な報告を出すソフト面というのを是非考えていただきたい。(第1回WG・池上委員)
- ② 「耐性菌を出現させないような治療薬」を「新たな治療薬及び耐性菌を出現させないような治療方法に関する研究」に修正する。(日本性感染症学会)

三 発生動向等に関する疫学研究の推進

改正案	現行
<p>国は、<u>性感染症の発生動向に関する各種疫学研究を強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。例えば、性感染症の無症状病原体保有者の推移に関する研究、地域を限定した性感染症の全数調査、エイズの発生動向との比較研究、発生動向の分析を行うための追加調査、指定届出機関の選定の在り方に関する研究等、各種の疫学研究を行い、人口十万人当たりの患者数のように定量的な評価のできる数値を的確に推計できるよう努めるなど、発生動向の多面的な把握に役立てていくことが重要である。</u></p>	<p>国は、対象者別の発生傾向や低用量経口避妊薬の使用による影響の分析等発生動向に関する各種疫学研究を強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① 今回の定点調査そのものが果たして実情に近いものであるかどうかというものは、何か対比するデータを基に、毎回ではなくてもいいんですが、1年に一遍でも、2年に一遍でもいいと思うんですが、例えば学会レベルで非常に患者さんが多い施設をピックアップして、そこで全数調査的に地域限定でも、ある時期限定でもいいんですが、そういうことをやって今の定点の調査との関連性あるいは同等性を比べると必要があると思います。(第1回WG・小野寺委員)
- ② 「対象者別の発生傾向や低用量経口避妊薬の使用による影響の分析等発生動向に関する各種疫学研究」を「性感染症に対する発生動向に関する各種疫学研究」に修正する。なお、必ずしも調査研究が困難とはいえないが、当面、この調査研究が出来ないからといって、STD予防対策を変化させるという段階にはないので、検討課題とすることでよいのでは。(日本性感染症学会)

四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究

改正案	現行
<p>国は、<u>若年者の性感染症を早期に発見し、早期の治療に結び付けるためのモデル的研究、性感染症予防策のまん延防止効果に関する研究等</u>、社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究をエイズ対策の研究と連携して進めることが重要である。</p>	<p>国は、社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究を後天性免疫不全症候群対策の研究と連携して進めることが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① 本文はこのままでよい。(日本性感染症学会)

五 研究評価等の充実

改正案	現行
<p>(修正なし)</p>	<p>国は、研究の計画を厳正に評価し、重点的に研究を支援するとともに、研究の成果についても的確に評価した上で、評価の高い研究成果に基づく施策を重点的に進めていくことが必要である。また、研究の結果については、広く一般に提供していくことが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① 本文はこのままでよい。(日本性感染症学会)

第五 国際的な連携

一 基本的考え方

改正案	現行
<p>性感染症にかかっている者がH I V(ヒト免疫不全ウイルス)に感染しやすいということにかんがみ、予防対策上の観点から性感染症とエイズとを併せて取り扱うことが国際的には多いことから、国際的な連携に当たっては、この点を念頭に進めることが重要である。</p>	<p><u>後天性免疫不全症候群の主要な感染経路が性的接触であることのみならず</u>、性感染症に罹患している者がH I V(ヒト免疫不全ウイルス)に感染しやすいということにかんがみ、予防対策上の観点から性感染症と後天性免疫不全症候群とを併せて取り扱うことが国際的には多いことから、国際的な連携に当たっては、この点を念頭に進めることが重要である。</p>

【改正に関する意見】

- ① この記載で適当である。(日本性感染症学会)

二 諸外国との情報交換の推進

改正案	現行
(修正なし)	国は、政府間、研究者間等における性感染症に関する予防方法や治療方法の開発、疫学研究や社会面と医学面における研究の成果等についての国際的な情報交換を推進し、我が国の対策に生かしていくことが重要である。また、性感染症に関連する後天性免疫不全症候群の研究についても、情報交換に努めていくことが望ましい。

【改正に関する意見】

- ① この記載で適当である。「国際的な情報交換」は、当学会として実施したくても、予算がなくてできないでいる。この7月10日-13日にアムステルダムで開催される国際性感染症調査学会 (ISSTD) には、ようやく二組が個人で参加する状態である。(日本性感染症学会)

三 国際な感染拡大抑制への貢献

改正案	現行
(修正なし)	国は、世界保健機関、国連合同エイズ計画 (UNAIDS) 等の活動への協力を強化することが重要である。

【改正に関する意見】

- ① この記載で適当である。(日本性感染症学会)

第六 関係機関等との連携の強化等

一 関係機関等との連携の強化

改正案	現行
<p>性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体及び性感染症並びにエイズ対策等に関係する各種民間団体との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所の普及啓発の拠点としての機能強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。</p>	<p>性感染症対策は、普及啓発から研究開発まで、様々な関係機関との連携を必要とするものであり、具体的には、厚生労働省、内閣府、文部科学省等における普及啓発の連携、研究成果の情報交換、官民連携による施策の推進等を図るほか、国及び都道府県等と医師会等の関係団体及び後天性免疫不全症候群対策等に関係する各種民間団体との連携等幅広い連携を図ることが重要である。また、保健所の普及啓発の拠点としての機能強化を図るとともに、学校教育と社会教育との連携強化による普及啓発活動の充実を図ることが重要である。</p>

【改正に関する意見】

発生動向調査の強化、定点やサーベイランスの見直しも含めてということですが、それから自治体の予算の確保、補助金も付けていただいておりますが、自治体独自の予算では、強化する対策ができない。(第1回WG・白井委員)

この記載で十分である。論点の指摘については、保健所の機能強化が望ましいことは言うまでもないが、保健所の予算・人員には自治体の財政的な制約があるので、この予防指針でどこまで記載しうるのか、懸念もある。保健所関係者の発言を待ちたい。(日本性感染症学会)

二 本指針の進捗状況の評価及び展開

改正案	現行
<p>本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について、<u>国及び都道府県等の取組状況を定期的に調査し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。</u></p>	<p>本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について専門家の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要である。</p>

【改正に関する意見】

「本指針に掲げた取組の進捗状況について専門家の意見を聴きながら評価を行う」とあるが、これは全く行われたことがない。まず、専門家の評価・検証を早期に実施すべきであって、非専門家の意見は、その次の段階である。(日本性感染症学会)